

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(理事)</p> <p>第3条 法人に、7名以内の理事を置く。</p> <p>2 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して法人の業務を掌理し、分担管理する。</p> <p>3 総長が指名する理事は、当該業務を分担管理する理事との協議の下に事務全般の執行について総合調整するものとする。</p> <p>4 理事は、総長が第7条に定める経営協議会及び第8条に定める教育研究評議会の意見を聴いて、任命する。</p> <p>5 総長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に国立大学法人京都大学の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。</p> <p>6 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任命する総長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>8 総長は、理事の職責に支障のない限り、理事に対して教育又は研究に従事することを命じることができる。</p> <p>9 総長は、理事たるに適しないと認めるとき又は職務の執行が適切でないため法人の業務の実績が悪化したと認めるときは、当該理事を解任することができる。</p> <p>(中 略)</p> <p>第56条 京都大学に、法人又は京都大学の業務の実施に関し必要な事務を<u>処理</u>させるため、事務本部、共通事務部、部局事務部等を置く。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(理事)</p> <p>第3条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>(同 左)</p> <p><u>(プロボスト)</u></p> <p><u>第3条の2 総長が指名する理事は、法人及び京都大学の将来構想、組織改革等に関する包括的又は組織横断的課題について、戦略を立案するとともに、策定された戦略の推進に向け、調整を図るものとする。</u></p> <p><u>2 前項の理事をプロボストと称する。</u></p> <p><u>3 プロボストに関し必要な事項は、総長が定める。</u></p> <p>第56条 京都大学に、法人又は京都大学の業務の実施に関し必要な事務を<u>遂行</u>させるため、事務本部、共通事務部、部局事務部等を置く。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成29年10月1日から施行する。</p>